



枕 崎 市

建築物耐震改修促進計画



令和4年3月

鹿児島県枕崎市

《目 次》

I 枕崎市建築物耐震改修促進計画策定の背景	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 対象区域	
4 計画期間	
5 対象建築物	
6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	
II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 枕崎市内の耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
III 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	25
1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	
IV 建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及及び啓発に関する事項	31
1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	
2 相談体制の整備	
3 市民への啓発及び情報提供	
4 自治会等との連携に関する事項	
5 リフォームに併せた耐震改修の誘導策	
6 建築関係団体等との連携	
V その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	33
1 鹿児島県との連携	
2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	
3 計画の検証	
資料編	
多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件	資 - 1
一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件	資 - 2
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	資 - 3
建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	資 - 4
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	資 - 6
建築基準法（抜粋）	資 - 10
建築基準法施行令（抜粋）	資 - 10

Ⅰ 枕崎市建築物耐震改修促進計画策定の背景

1 計画の目的

平成7年1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では6,434人の尊い命が奪われたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにその約9割にあたる4,831人が住宅等の倒壊によるものであった。

この地震による建築物等の倒壊状況を調査したところ、昭和56年6月に施行された建築基準法改正以前の耐震基準で建築された建築物の被害が大きいことが明らかとなったため、防災対策における建築物の耐震性強化の緊急性・重要性から、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が施行された。

その後、平成16年には新潟県中越地震、平成17年に福岡県西方沖の地震が発生しており、巨大地震が「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識の下、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の可能性も高まったとして、平成18年1月26日に同法の改正法が施行され、同時に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成27年までに少なくとも9割を目指す国の基本方針（平成18年1月25日）が告示された。

この法改正により、建築物の所有者等に対し耐震化の努力義務や指導等が拡充されるとともに、すべての地方公共団体において計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を策定することとなった（都道府県については義務付け）。

さらに、平成23年3月15日に閣議決定された新成長戦略において、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とする目標が示されている。

一方で、平成23年3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）において、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害がもたらされたが、将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、広域的に甚大な被害が発生することが指摘されている。また、同地震の30年発生確率は70%とされており、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成25年11月25日に改正・施行された耐震改修促進法においては、既存耐震不適合建築物の所有者に対して耐震診断・改修の努力義務が課せられることとなり、また、一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道の建築物の所有者には耐震診断の報告を義務付ける等、更なる耐震化の促進に向けた取組が強化されたところである。これを受け、鹿児島県においては、平成29年12月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）の改定が行われている。

さらに、平成28年熊本地震では、最大震度7の揺れにより甚大な被害が生じるなど、大地震はいつ、どこで起こっても不思議ではない状況にあることから、本市では、市民の生命、身体及び財産を地震から守るため、耐震改修促進法の改正及び県促進計画等の内容を踏まえ、

耐震化の促進のための新たな目標を設定し、「枕崎市耐震改修促進計画」の改定を行うものとする。

2 計画の位置付け

枕崎市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊から市民の生命を守るため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進または推進することを目的に、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、かつ、国や鹿児島県の方針を踏まえ策定するものである。

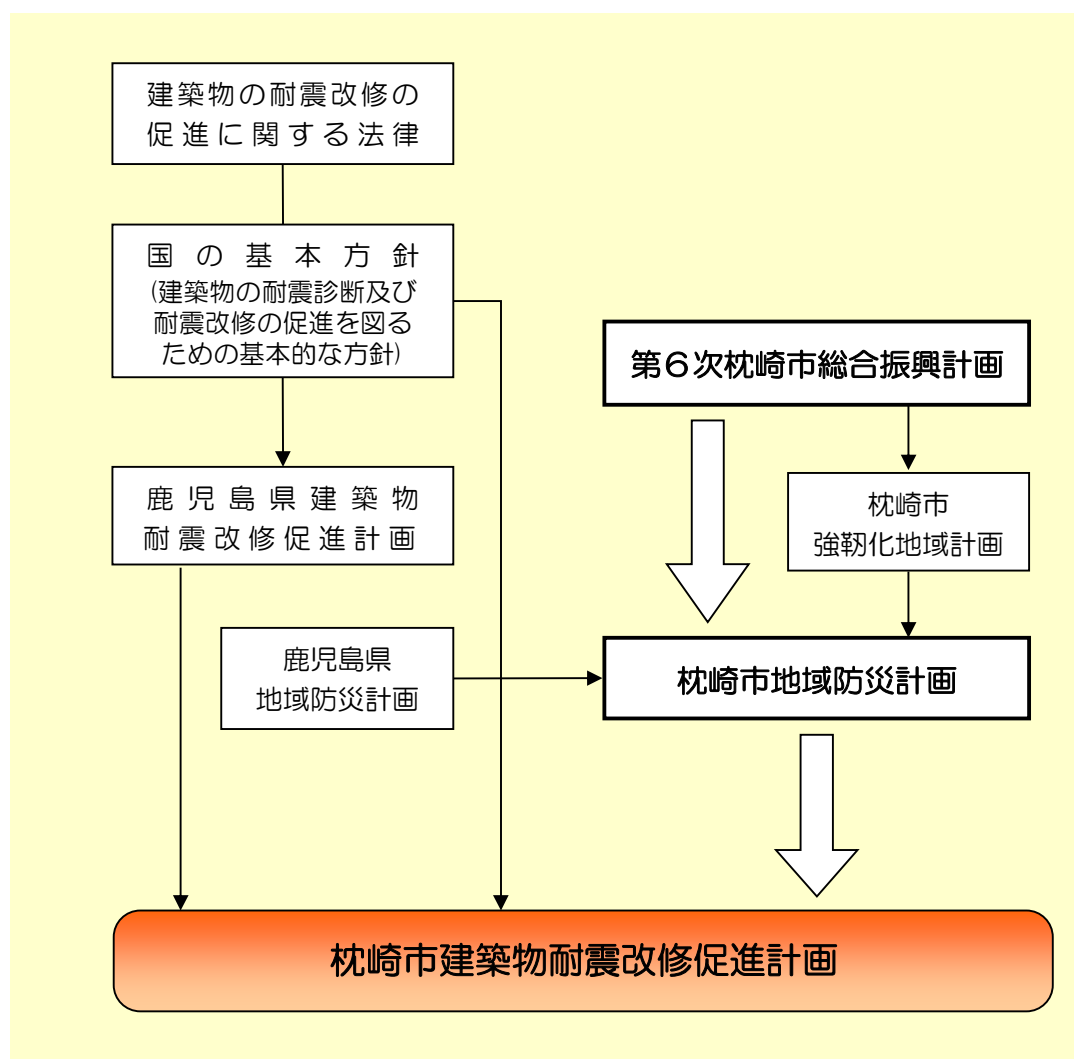


図 「枕崎市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

3 対象区域

本計画の対象区域は、「枕崎市全域」とする。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

なお、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。

5 対象建築物

(1) 本計画における対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とする。

(2) 目標設定を行う建築物

① 住宅

すべての住宅

② 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に示される建築物で、特定既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの … (巻末資-1)

→本市における要緊急安全確認大規模建築物はない。

③ 要安全確認計画記載建築物

法第7条により耐震診断を義務付ける建築物。これは、法第5条第3項第1号の規定による、次のア)、イ)に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物

ア) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎 ※本市においては該当なし

イ) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物

→本市における要安全確認計画記載建築物イ)に該当する建築物は2棟である。

・枕崎市民会館ホール棟 → 令和元年度耐震改修済

・枕崎市老人福祉センター → 耐震診断済、耐震性有り

④ 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用をうけている建築物

ア) 多数のものが利用する建築物〔法第14条第1号建築物〕… (巻末資-1)

・幼稚園等(2階以上かつ500㎡以上)

・小学校、中学校、福祉施設等(2階以上かつ1,000㎡以上)

・その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等(3階以上かつ1,000㎡以上)

イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物〔法第 14 条第 2 号建築物〕
…（巻末資-2）

・火薬類、石油類、毒物、劇物等（10 トン以上など）

ロ) 鹿児島県建築物耐震改修促進計画又は枕崎市耐震改修促進計画（本計画）に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物〔法第 14 条第 3 号建築物〕…（巻末資-3）

・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

⑤ 市有建築物

防災上重要な拠点となる各庁舎、消防施設、医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校、公民館などの建物

(3) 対象建築物の用途・規模 …巻末の資料編に表を掲載。

① 多数のものが利用する建築物〔法第 14 条第 1 号建築物〕

資料編 資-1 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）を参照する。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物〔法第 14 条第 2 号建築物〕

資料編 資-2 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件（法第 14 条第 2 号、附則第 3 条）を参照する。

③ 通行障害既存不適格建築物〔法第 14 条第 3 号建築物〕

資料編 資-3 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第 14 条第 3 号）を参照する。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

(1) 緊急輸送道路の指定

大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線で、沿道の建築物の耐震化を促進しておくことが重要な道路（「鹿児島県地域防災計画」の「震災対策編第3部第2章第10節（緊急輸送）」に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次～第2次緊急輸送道路）を緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 避難路の指定

大規模地震の発生後、緊急輸送道路と同様に沿道の住宅・建築物等が倒壊して、道路を閉塞することがないように、「枕崎市地域防災計画」で避難路と指定する路線・区間（上記（1）の緊急輸送道路に指定する路線・区間を除く）を避難路とし、避難路等沿道建築物の耐震化の促進を図る。

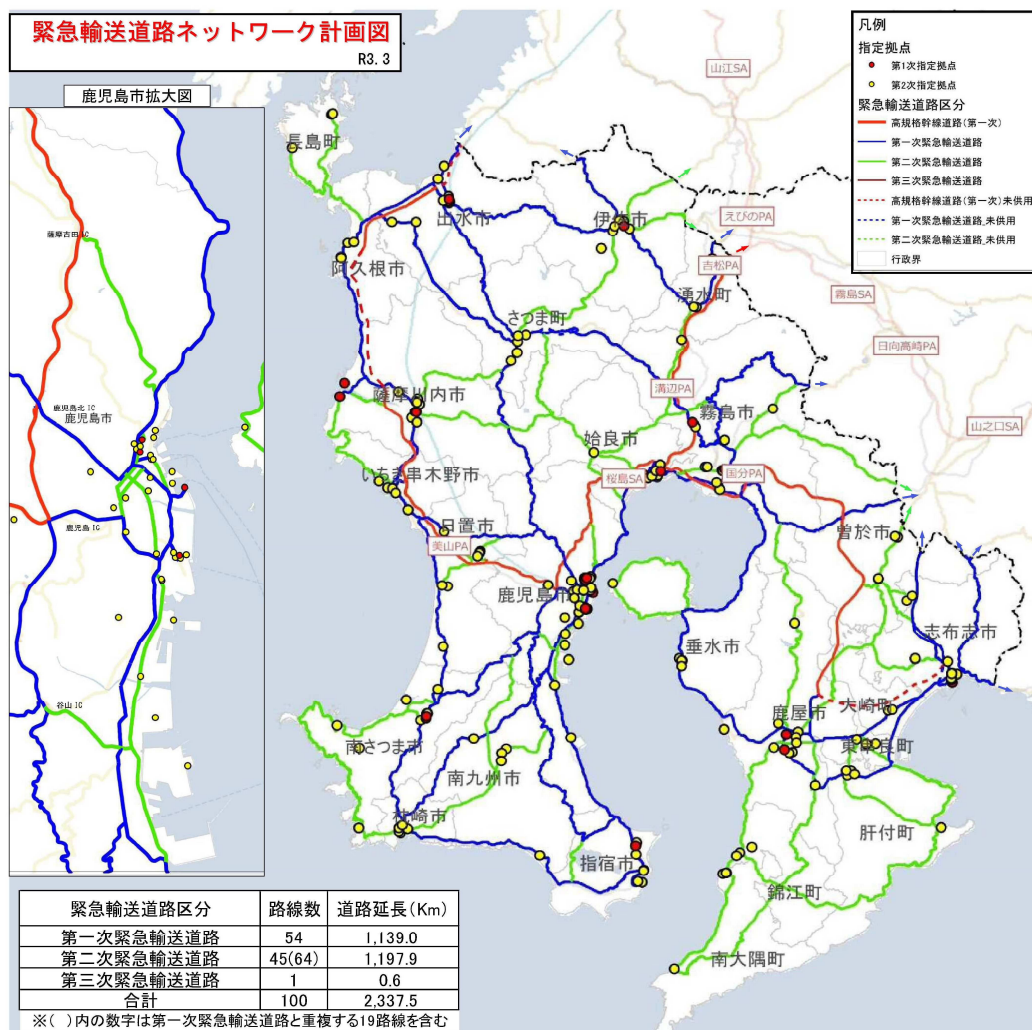
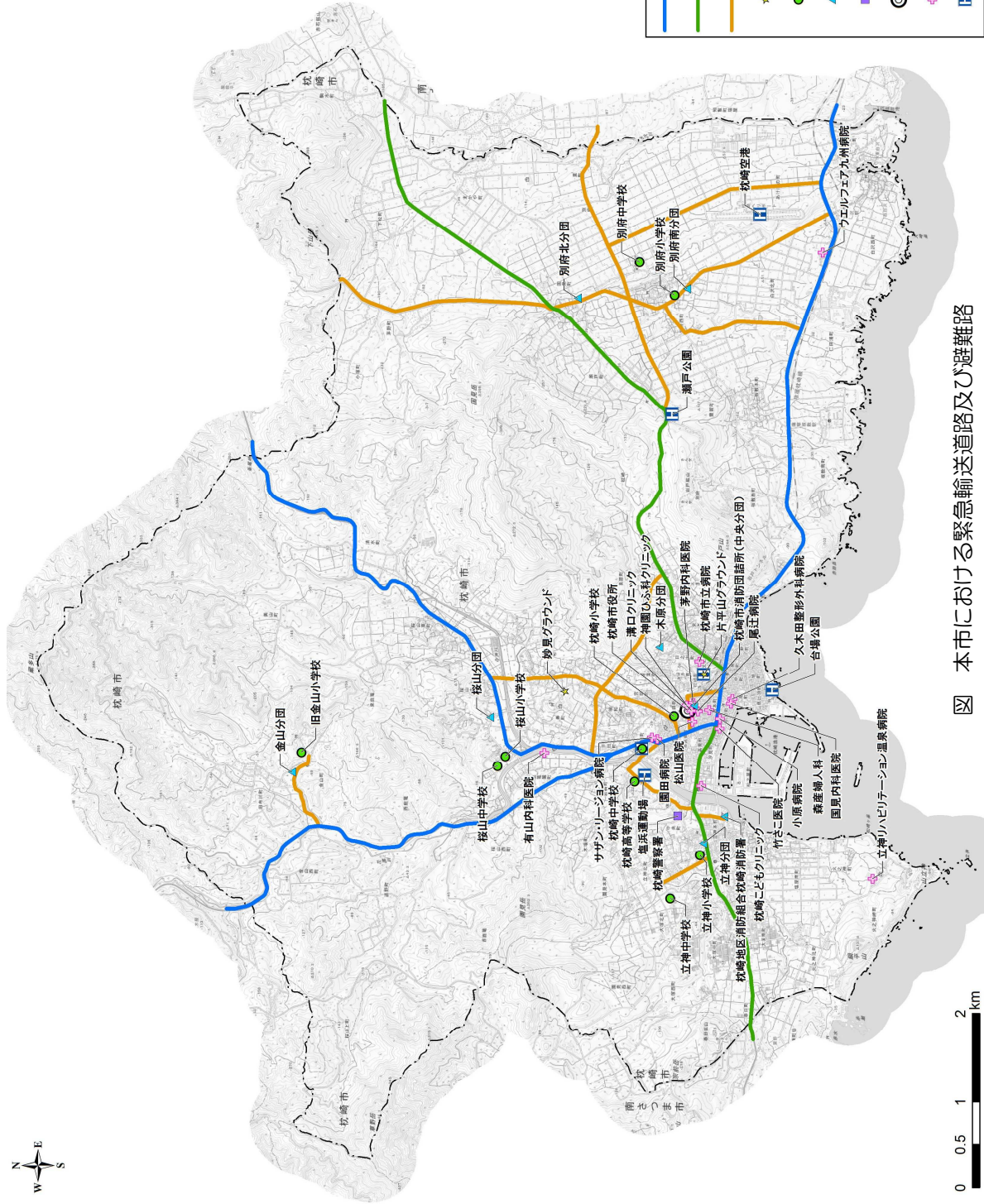


図 鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画図



第一次緊急輸送道路	★	応急仮設住宅建設候補地
第二次緊急輸送道路	●	避難所
市が指定する避難路	▲	消防署
	■	警察署
	◎	市役所
	⊕	医療機関
	⊞	ハリポート

図 本市における緊急輸送道路及び避難路



Ⅱ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

県内の活断層^{※1}には、活動度A（ $1 \leq S < 10S$ は断層の平均変位速度 m/1,000 年）のもの存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定した。

〔鹿児島県地震等災害被害予測調査 平成 26 年 2 月〕
〔鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編） 令和 3 年 5 月〕

(1) 鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できない。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況
(1990年以降、県内で最大震度^{※2}5弱以上を観測した地震を整理)

発生日年月日	震源、地震名 マグニチュード ^{※3} 等	地震の状況
平成 7 (1995) 10.18	奄美大島近海 M6.9	喜界町で震度5
平成 7 (1995) 10.19	奄美大島近海 M6.7	喜界町で震度5
平成 8 (1996) 10.9	日向灘 M6.9	鹿屋市で震度5弱
平成 9 (1997) 3.26	薩摩地方 M6.6	阿久根市・薩摩川内市・さつま町で震度5強
平成 9 (1997) 4.3	薩摩地方 M5.7	薩摩川内市で震度5強、阿久根市・さつま町で震度5弱
平成 9 (1997) 4.5	薩摩地方 M5.2	薩摩川内市・さつま町で震度5弱
平成 9 (1997) 5.13	薩摩地方 M6.4	薩摩川内市で震度6弱、さつま町で震度5強、阿久根市で震度5弱
平成12 (2000) 10.2	トカラ列島近海 M5.3	鹿児島市十島村悪石島で震度5弱
平成12 (2000) 10.2	トカラ列島近海 M5.9	鹿児島市十島村悪石島で震度5強
平成12 (2000) 10.2	トカラ列島近海 M4.6	鹿児島市十島村悪石島で震度5弱
平成13 (2001) 12.9	奄美大島近海 M6.0	奄美市住用町で震度5強、奄美市名瀬で震度5弱
平成20 (2008) 7.8	沖縄本島近海 M6.1	与論町で震度5弱
平成27 (2015) 5.22	奄美大島近海 M5.1	奄美市名瀬で震度5弱
平成28 (2016) 4.16	熊本地方 M7.3	長島町で震度5弱
平成28 (2016) 9.26	沖縄本島近海 M5.6	沖永良部島知名町で震度5弱
平成29 (2017) 7.11	鹿児島湾 M5.3	鹿児島市喜入町で震度5強、指宿市・南九州市で震度5弱

資料：鹿児島県地域防災計画（資料編）

- ※1 活断層・・・最近の地質時代（第四期：約200万年前から現在）に繰り返し動き、今後も活動が想定される断層。
 ※2 震度・・・その地点の揺れの強さを表す値。同じ地震でも場所によって異なる。
 ※3 マグニチュード(M)・・・地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

(2) 想定する地震の規模

鹿児島県の地域防災計画によれば、想定地震等の位置は「図 想定地震等の位置図」、概要は表のとおりである。

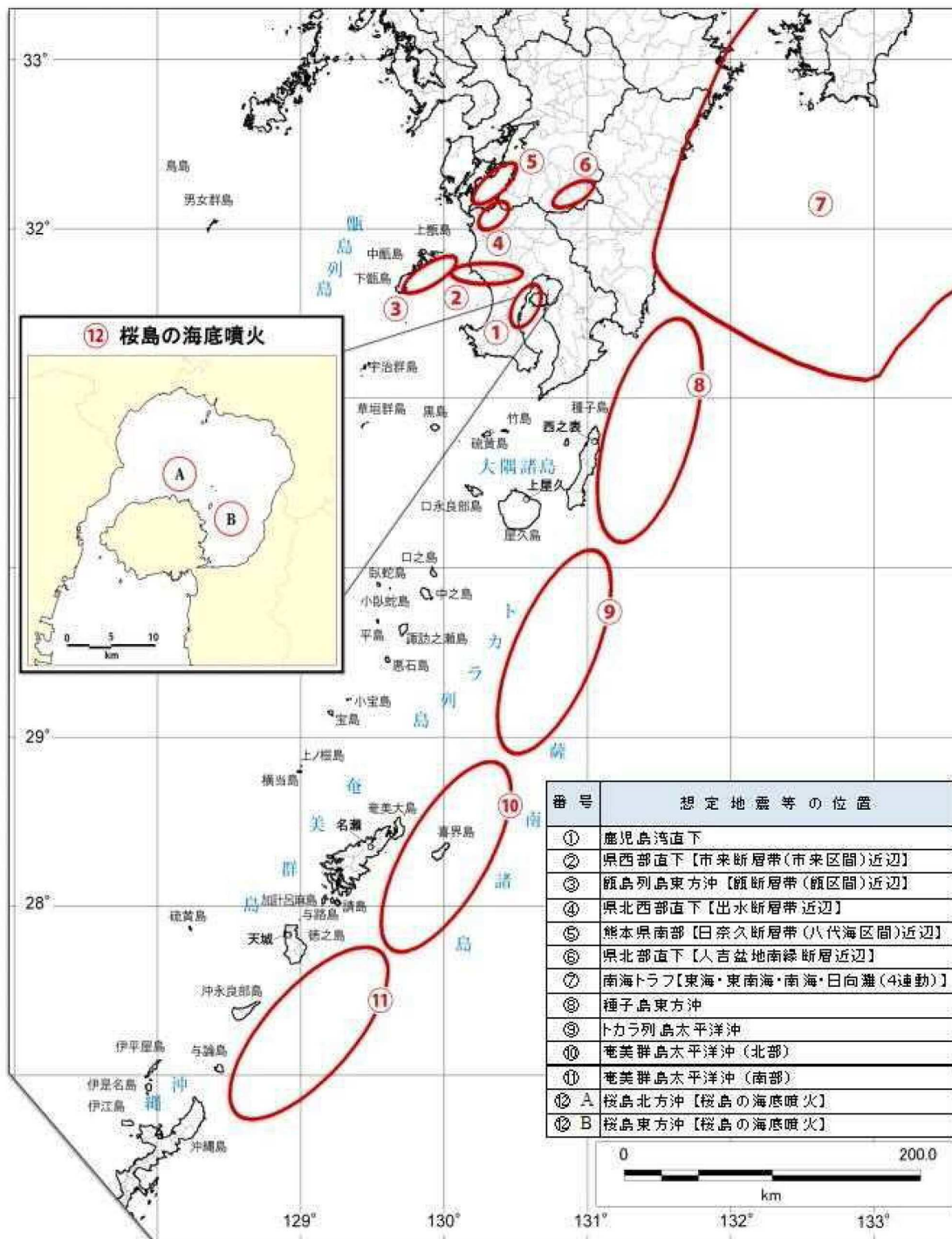


図 想定地震等の位置図

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査 報告書概要版（鹿児島県HP）

表 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M _J)	モーメント マグニチュード (M _w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

※気象庁マグニチュード（M_J）とモーメントマグニチュード（M_w）について

…断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_J）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査 報告書概要版（鹿児島県HP）

表 対象地域における被害想定結果（最大ケース）※1

想定項目	想定地震	⑦南海トラフ※2 (M9クラス)	①鹿児島湾直下 (M=7.1)	③甌島列島東方沖 (M=7.5)	⑧種子島東方沖 (M=7.5)
------	------	---------------------	--------------------	---------------------	--------------------

【鹿児島県における被害想定結果】

建物被害	液状化・揺れ・斜面崩壊・津波(棟)	全壊	14,200	9,700	1,300	13,600
		半壊	44,400	40,300	5,100	53,500
	火災(棟)	焼失	40	2,300	0	500
人的被害	死者数(人)	冬深夜	1,600	250	440	190
		夏 12時	2,000	270	490	160
		冬 18時	1,900	260	410	180
	うち津波による死者数(人)	冬深夜	1,500	10	440	90
		夏 12時	2,000	10	480	120
		冬 18時	1,900	10	410	110
ライフライン	ライフライン機能支障率(%)	上水道				
		下水道				
		電力				
		固定電話				
		ガス				
(生活支障)避難所避難者数(人)			27,800	25,800	3,400	22,300

【枕崎市における被害想定結果】

建物被害	液状化・揺れ・斜面崩壊・津波(棟)	全壊	— ※3	10	—	40
		半壊	40	40	—	200
	火災(棟)	焼失	0	0	0	0
人的被害	死者数(人)	冬深夜	—	—	0	—
		夏 12時	—	—	—	—
		冬 18時	—	—	—	—
	うち津波による死者数(人)	冬深夜	—	0	0	—
		夏 12時	—	0	0	—
		冬 18時	—	0	0	—
ライフライン	ライフライン機能支障率(%)	上水道	—	0	0	—
		下水道	—	—	0	—
		電力	—	—	—	—
		固定電話	—	—	—	—
		ガス				
(生活支障)避難所避難者数(人)			40	10	—	80

※1 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※2 内閣府（2012.8）が示した南海トラフ巨大地震モデルのうち、鹿児島県における被害が最も大きい「⑦南海トラフ【地震動：陸側ケース、津波：CASE11】の巨大地震」について整理。

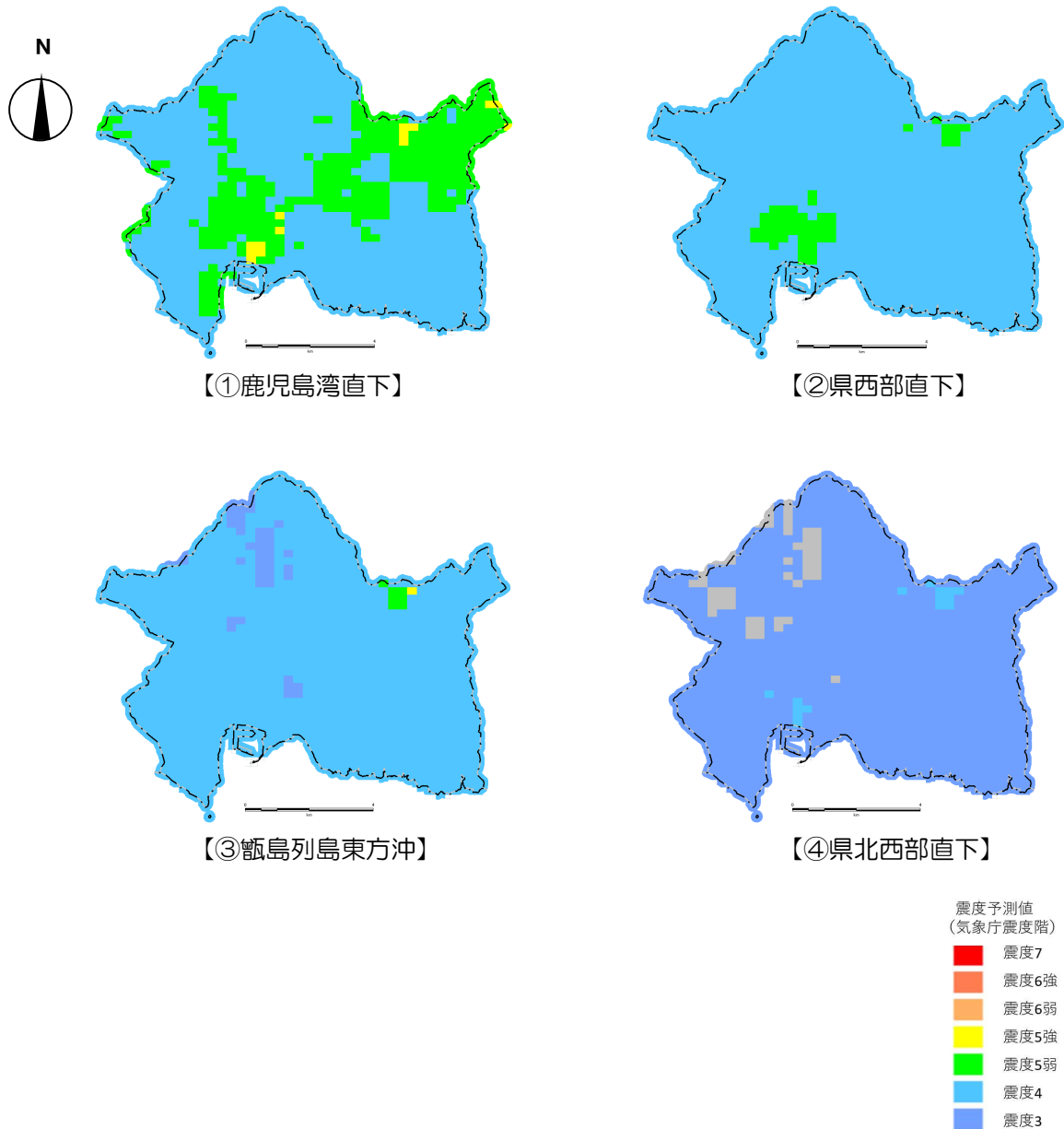
※3 —・・・わずか。

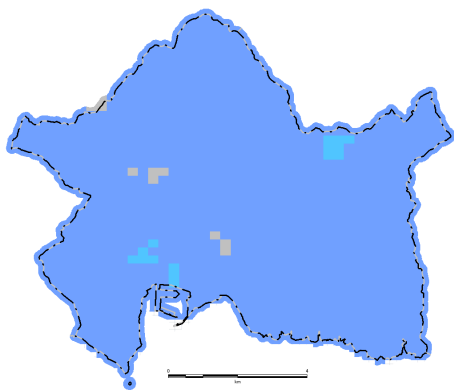
出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査 報告書概要版（鹿児島県HP）

(3) 枕崎市における被害の想定

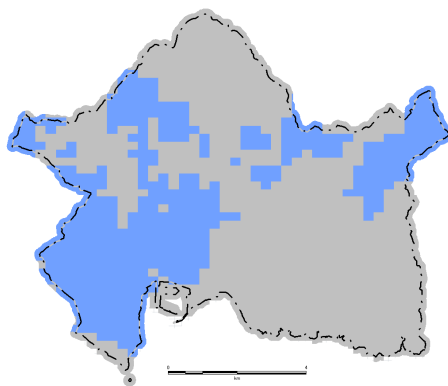
① 枕崎市における地震規模の設定

鹿児島県地域防災計画によれば、枕崎市内では、県により想定した14の震源の地震の内、鹿児島湾直下または種子島東方で地震が発生した場合に、最大震度が予想される。この場合、震度の大きさは、震度4から震度5強が予想されている。

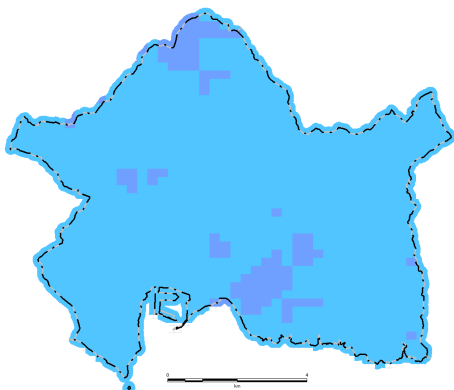




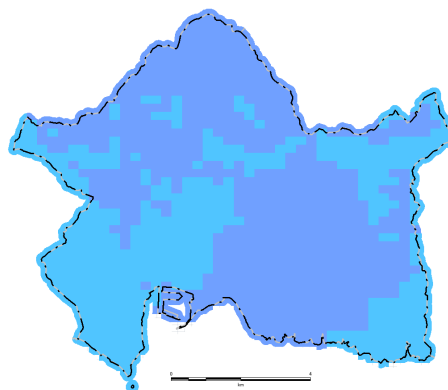
【⑤熊本県南部】



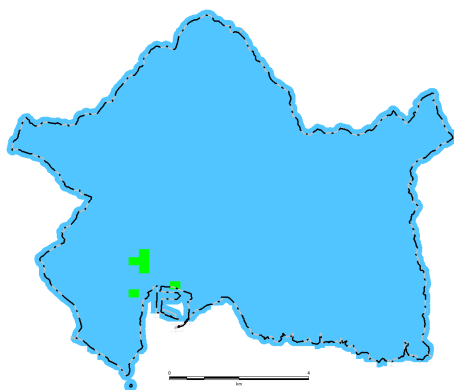
【⑥県北部直下】



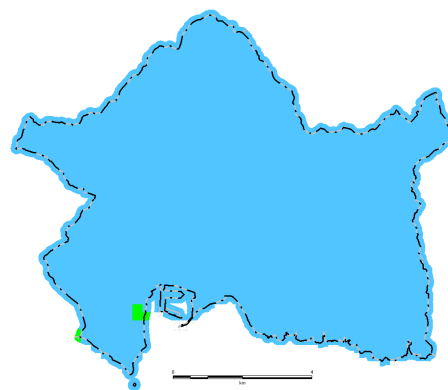
【⑦南海トラフ_基本地震 1】



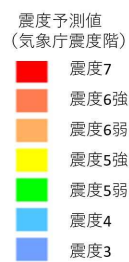
【⑦南海トラフ_東側地震 2】

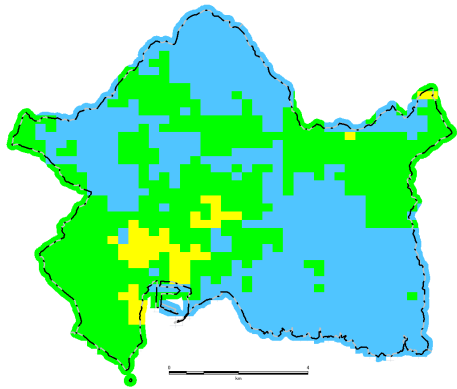


【⑦南海トラフ_西側地震 3】

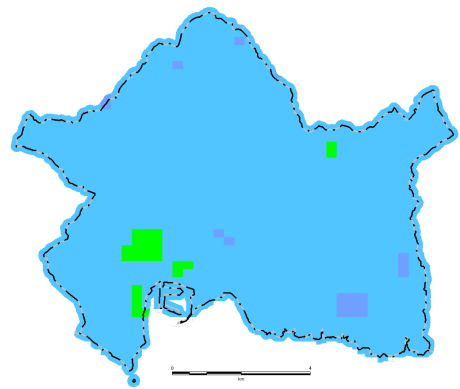


【⑦南海トラフ_陸側地震 4】

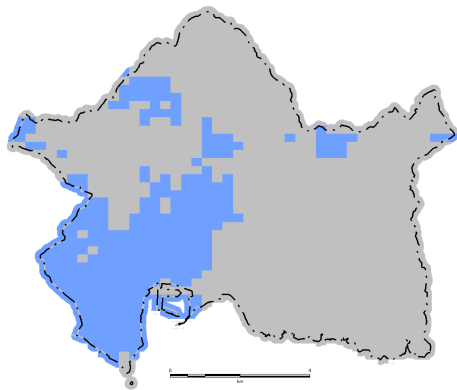




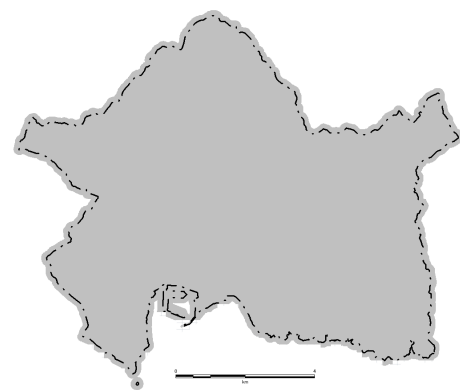
【⑧種子島東方沖】



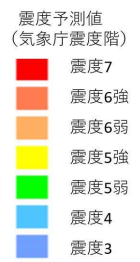
【⑨トカラ列島】



【⑩奄美群島_北部】



【⑪奄美群島_南部】



② 建物被害想定

7) 地質の背景

a) 地形状況

枕崎市の地勢は、市の北部にある主峰蔵多山から東西に延びる周辺の山地と、花渡川流域の中央平地及び国見岳の南麓に広がる東西の両台地、それに枕崎港を中心とする海岸線に区分される。

蔵多山を主峰とする山系は東西に分かれ、隣地市との境界をなしている。南東に延びる一脈は峯尾峠を越えて東に走り下山岳となり、また、峯尾峠から南に国見岳、更に延び岩戸山にいたる山系は、市の中央平地と東部台地との境目になっている。南西に延びる山系は奥ヶ平岳となり、南さつま市境となっている。

b) 地質状況

枕崎市の地盤は、中生代白亜紀の四万十層群（砂岩頁岩互層）を基盤岩として、新第三紀堆積岩類である南薩層群と後南薩期火山岩類、及び第四紀更新世の阿多火砕流堆積物（溶結凝灰岩）が分布している。また、谷部に沖積層等の未固結堆積物が分布する構成からなる。

地震による揺れの強さは、同じ地域においても表層地盤により揺れの強さは大きく異なり、沖積層などの表層地盤が柔らかな場所では、岩盤地域に比べ揺れの強さは大きくなる。



図 枕崎市付近地質図

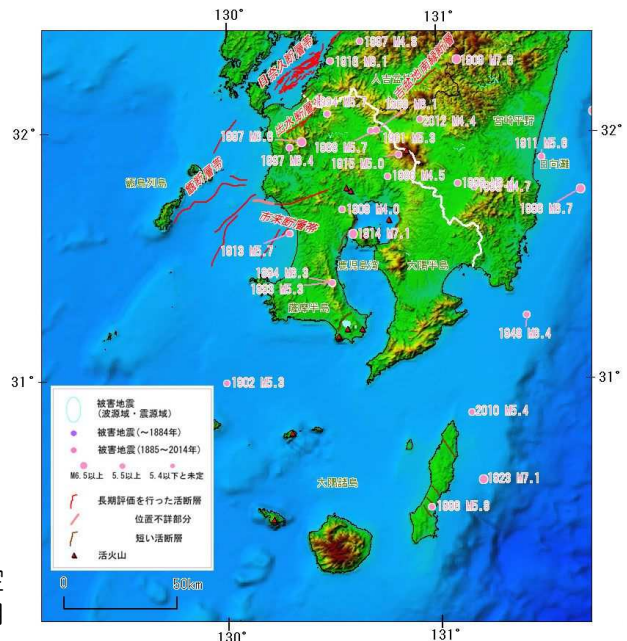
出典：産業技術総合研究所ソム地質図より引用

c) 活断層

鹿児島県の主要な活断層は主として県北西部にあり、八代海から県北西沖に延びる「日奈久断層帯」、熊本県南西部から県北部に延びる「出水断層帯」、阿久根市西方沖から甑島周辺の海域に分布する「甑断層帯」、いちき串木野市から甑海峡に分布する「市来断層帯」があるが、枕崎市付近に震源断層としての活断層の分布は、想定されていない。

図 鹿児島県とその周辺の主な被害地震と活断層分布想定

出典：地震調査研究推進本部HPより引用



1) 震度予測結果（揺れやすさマップ）

枕崎市内では、県により想定した 14 の震源の地震の内、鹿児島湾直下または種子島東方で地震が発生した場合に、最大の震度が予想され、特に、震源に近い市北東部や河川沿いに広がる谷底平野など、軟弱な地盤が堆積する地域では揺れが大きくなる傾向にある。ここでは、鹿児島県による予測値を重ね合わせて、想定される最大の震度分布を推定した。

枕崎市内では、軟弱な土砂が分布する平野部では震度 5 弱～5 強、山地部では震度 4～震度 5 弱の震度が予想される。

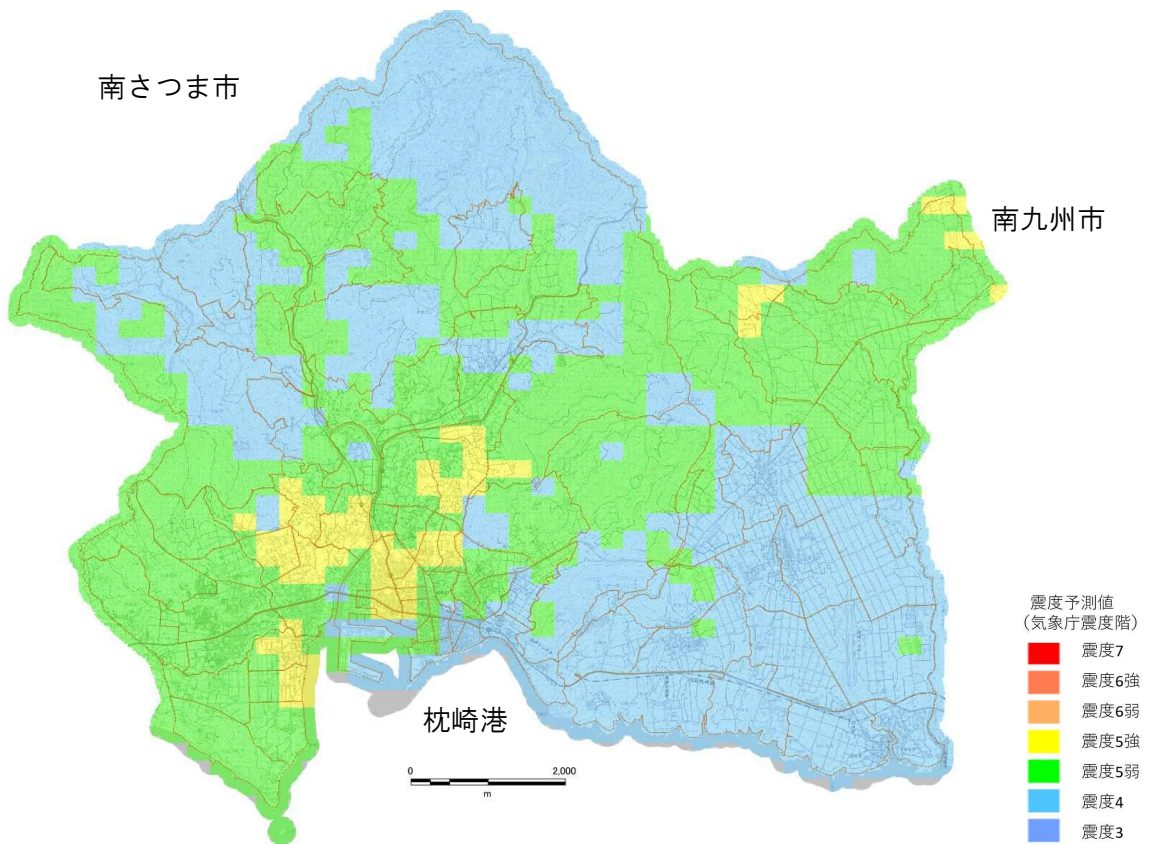


図 鹿児島県地域防災計画（H24.3 修正）による震度予測の重ね合わせ（県資料を基に編集）

り) 地域危険度（建物全壊率）予測結果

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度（建物全壊率及び建物全半壊率）を推定した。計算上、全壊率はゼロであり、結果として、震度5以上で旧耐震建築物（昭和56年以前建築）の占める割合が多い地域で全半壊率が算定され、該当する地域では大きな被害が予想される。

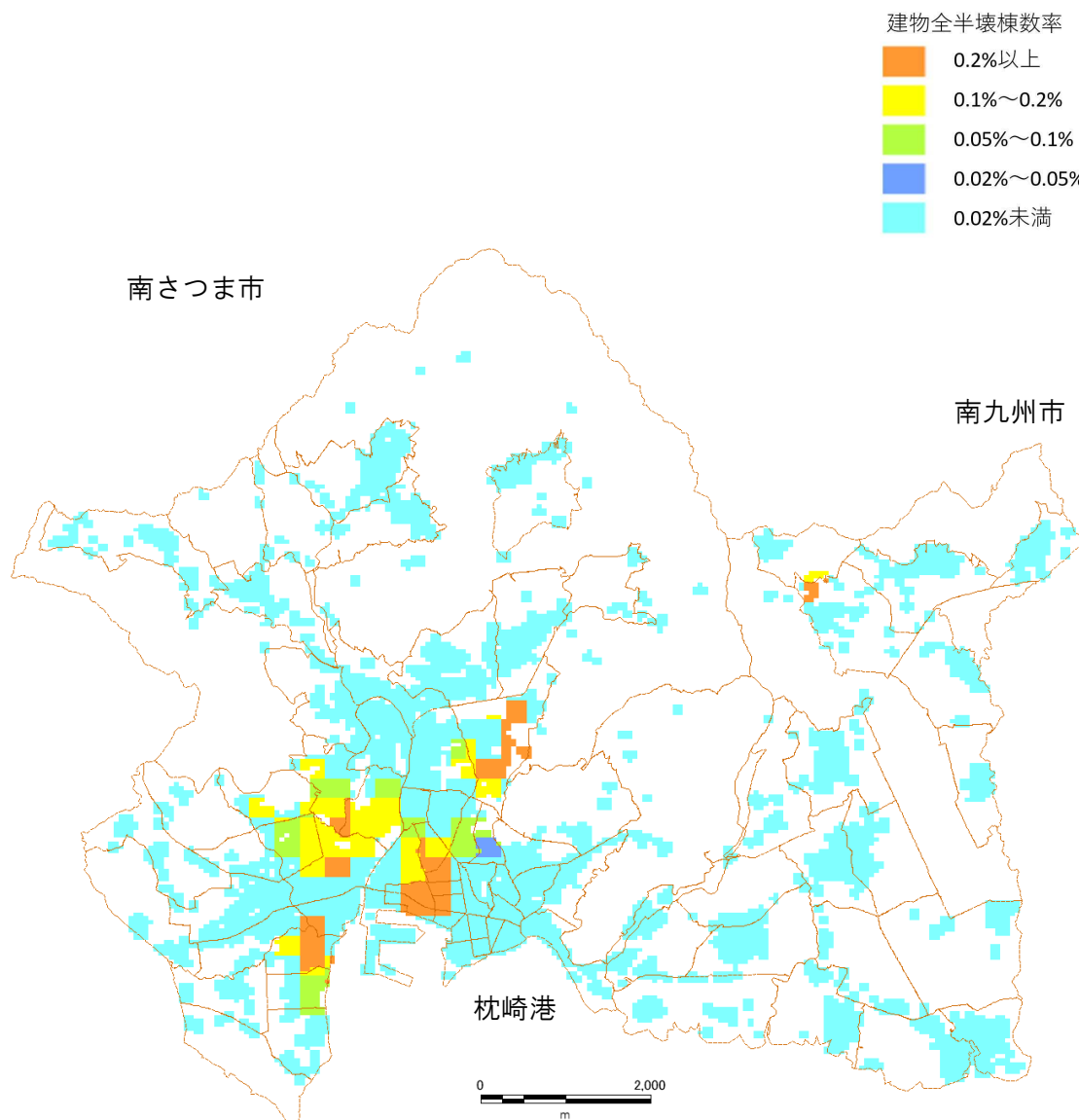


図 建物被害予測図（50mメッシュ全半壊率）

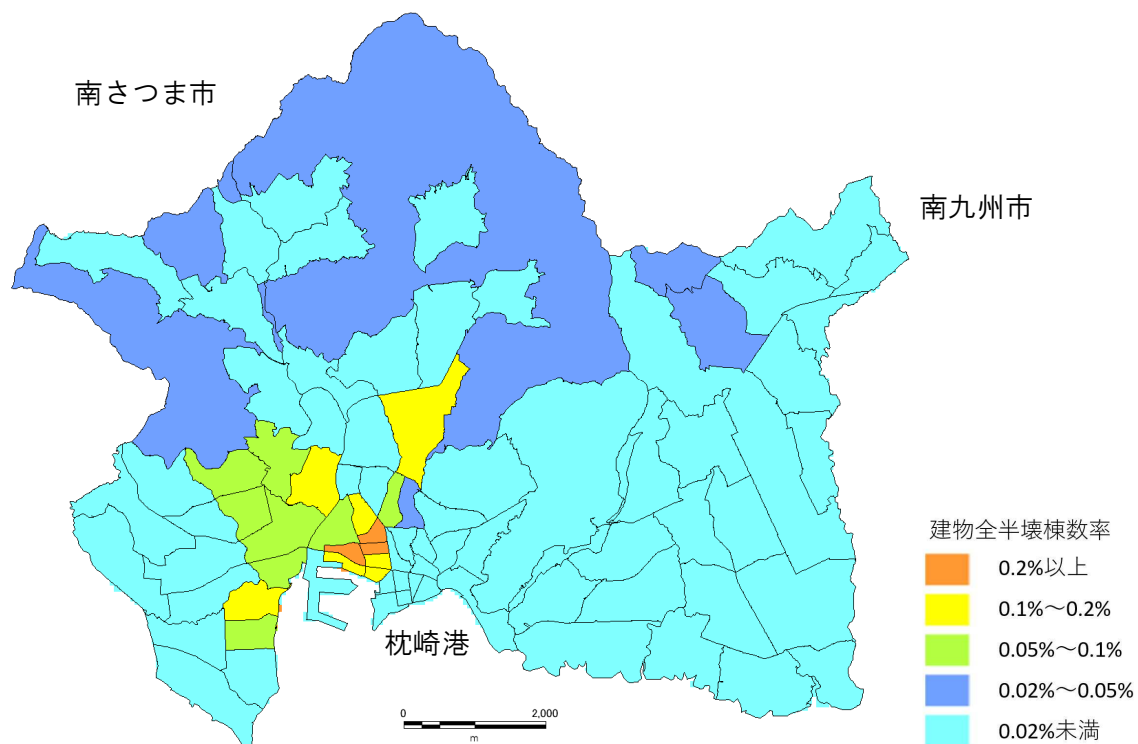


図 建物被害予測図（大字別全半壊率）

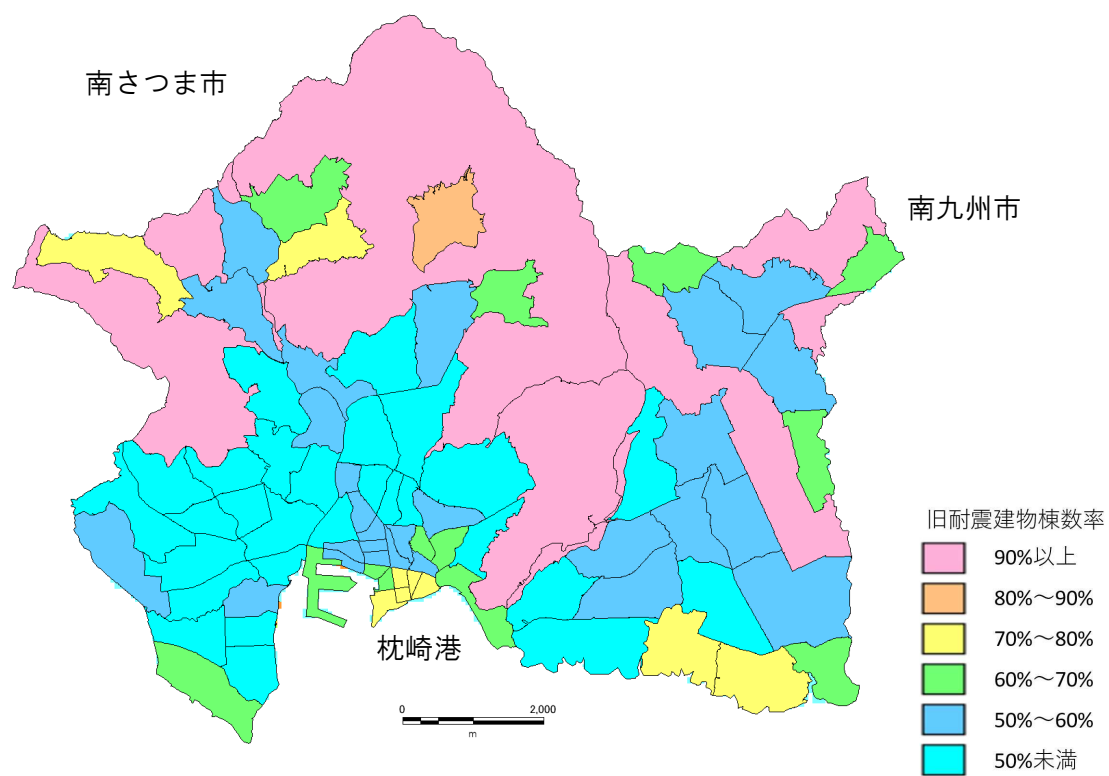


図 大字別旧耐震建物比率

③ 建物被害による人的被害の想定

ア) 建物倒壊による負傷者数の想定

建物倒壊による負傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府（平成9年）の手法に従い、以下の式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{負傷者率} &= 0.12 \times \text{建物被害率} && (0\% \leq \text{建物被害率} < 25\%) \\ \text{負傷者率} &= 0.07 - 0.16 \times \text{建物被害率} && (25\% \leq \text{建物被害率} < 37.5\%) \\ \text{負傷者率} &= 0.01 && (37.5\% \leq \text{建物被害率}) \\ \text{※本市建物棟数} &= 19,808 \text{棟、全壊棟数} = 40 \text{棟}(0.002)、半壊棟数 = 200 \text{棟}(0.010) \\ \text{※建物被害率} &= \text{全壊率} + 1/2 \times \text{半壊率} = 0.002 + 1/2 \times 0.010 = 0.007 \end{aligned}$$

負傷者数は以下の式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{負傷者数} &= \text{建物内滞留人口} \times \text{負傷者率} \\ \text{※夜間負傷者数} &= 22,046 \times 0.12 \times 0.007 = 18.519 \\ \text{※昼間負傷者数} &= 21,725 \times 0.12 \times 0.007 = 18.249 \end{aligned}$$

ここで、建物内滞留人口については、平成27年度の人口統計に基づき、夜間の建物内滞留人口を夜間人口（22,046人）、昼間の建物内滞留人口は『政府統計の総合窓口 e-Stat』に基づいて、昼間人口比率（98.5%）より昼間人口（21,725人）として計算を行った。

想定地震による負傷者数は、夜間で19人、昼間で19人と推定される。

イ) 建物倒壊による重傷者数の想定

想定地震による重傷者数は、阪神・淡路大震災における市区別の建物全壊率と重傷者率との関係式より重傷者率を求め、滞留人口に乗ずることにより算定した。

想定地震による重症者数は、夜間で2人、昼間で2人と推定される。

$$\begin{aligned} \text{重傷者率} &= 0.0309 \times \text{建物全壊率、重傷者数} = \text{建物内滞留人口} \times \text{重傷者率} \\ \text{※夜間重傷者数} &= 22,046 \times 0.0309 \times 0.002 = 1.362 \\ \text{※昼間重傷者数} &= 21,725 \times 0.0309 \times 0.002 = 1.342 \end{aligned}$$

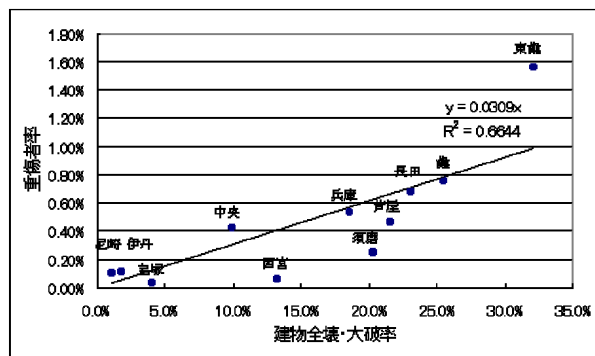


図 建物全壊率と重傷者率の関係

ウ) 建物倒壊による死者数の想定

300人以上の死者が発生した最近の5地震（鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災）の被害事例から求められた、全壊棟数と死者数との関係を使用した。

想定地震による死者数は、木造で3人、非木造で1人と推定される。

$$\begin{aligned} \text{死者数(木造)} &= 0.0676 \times \text{木造全壊棟数} \times (\text{木造建物内滞留人口} / \text{夜間人口}) \\ \text{死者数(非木造)} &= 0.0240 \times \text{非木造全壊棟数} \times (\text{非木造建物内滞留人口} / \text{夜間人口}) \end{aligned}$$

※鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書概要版より、本市の全壊棟数(最大値)は40棟であり、死者数の想定にあたって、木造全壊棟数、非木造全壊棟数をそれぞれ40棟とし計算

※木造建物内滞留人口/夜間人口、非木造建物内滞留人口/夜間人口を1.000とし計算

※死者数(木造) = $0.0676 \times 40 \times 1.000 = 2.704$

※死者数(非木造) = $0.0240 \times 40 \times 1.000 = 0.96$

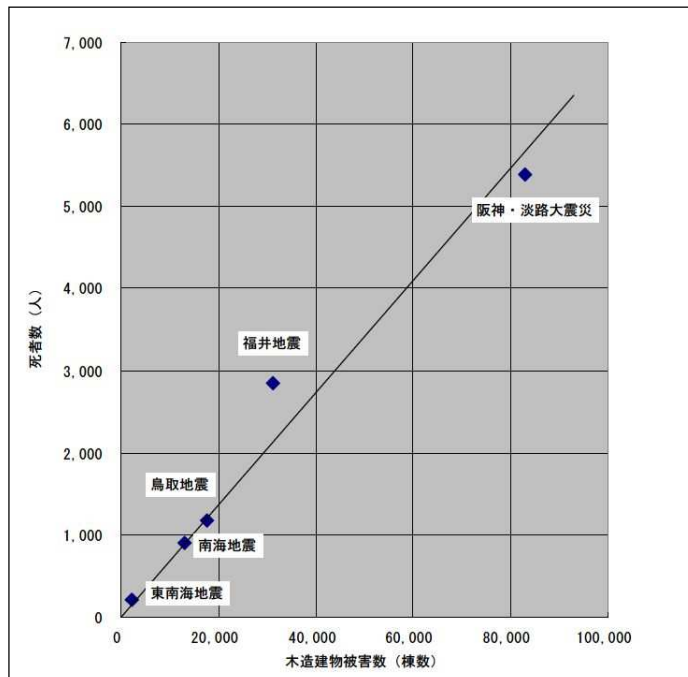


図 最近の5地震による全壊棟数と死者数の関係

出典：東海地震及び東南海地震に係る被害想定手法について（内閣府）

2 枕崎市内の耐震化の現状

建築基準法及び建築基準法施行令は、昭和56年6月に大きく改正（新耐震基準^{※1}）され、この基準により建築された建築物（以下「新耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少なく、概ね耐震性を有するとされている。

一方、この改正前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっている。

そこで、市内の建築物について、建築年により耐震性の有無を整理し、既に耐震診断済みのものについては、その結果を考慮しながら、本市の耐震化^{※2}の現状を整理する。

(1) 住宅の耐震化の現状

本市の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は52.9%、非木造住宅88.1%となっており、全体として63.8%の耐震化率^{※3}となっている。

表 耐震性のある住宅の割合 (単位：戸)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性の ある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
木造	8,250	3,834	530	3,886	4,364	52.9%
非木造	3,725	1,870	1,410	445	3,280	88.1%
合計	11,975	5,704	1,940	4,331	7,644	63.8%
			6,271			

資料：固定資産税課税台帳（令和3年1月）より集計（住宅の用途のみ抽出）
注）旧耐震住宅のうち「耐震性あり」の数値は、国土交通省の「関東ブロック内の住宅の耐震化に関するアンケート」の実績を参考に、昭和56年以前の木造住宅の12%、非木造住宅の76%は耐震性を有するものとして採用

※1 新耐震基準・・・現在の耐震基準は、昭和56年の建築基準法改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

※2 耐震化・・・耐震改修や建築物の建替等によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

※3 耐震化率・・・全建築物の中で、耐震性がある建築物の割合。

(2) 特定既存不適格建築物の耐震化の現状

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する建築物」の耐化率は、86.5%となっている。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
民間建築物	41	32	2	7	34	82.9%
公共建築物	11	0	11	0	11	100.0%
合計	52	32	13	7	45	86.5%
			20			

資料：耐震改修促進法に基づく特定建築物調査台帳（令和3年3月末）
課税台帳（令和3年1月1日）

表 多数の者が利用する建築物のうち公共建築物のリスト

建物名称	所在地	耐震診断	改修・建替の必要の有無	改修実施の有無	耐震性
枕崎小学校 8 号棟	千代田町 124	済	無	—	有
枕崎市民会館	千代田町 114	済	有	有 (R1.9)	有
枕崎市総合体育館	中央町 26	済	無	—	有
枕崎小学校 21 号棟	千代田町 124	済	有	有 (H25.10)	有
枕崎小学校 13 号棟	千代田町 124	済	無	—	有
枕崎小学校 14 号棟	千代田町 124	済	無	—	有
枕崎中学校 10 号棟	桜木町 478	済	有	有 (H23)	有
枕崎小学校 23 号棟	千代田町 124	済	有	有 (H24)	有
枕崎中学校 15 号棟	桜木町 478	済	無	—	有
別府中学校 14 号棟	別府東町 573	済	無	—	有
枕崎市庁舎	千代田町 27	済	有	有 (H28)	有

出典：枕崎市調べ

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

本市においては、該当無し。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物の状況は以下の通りである。
県指定の第 1 次・第 2 次緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は 69.6%、市指定の避難
路沿道の建物の耐震化率は 55.0%であり、全体で 63.5%の耐震化率となっている。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分 類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1 以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31 以前)		耐震性の ある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
第 1 次・第 2 次 緊急輸送道路沿道 (県指定)	56	39	0	17	39	69.6%
市指定避難路	40	22	0	18	22	55.0%
合 計	96	61	35		61	63.5%

資料：課税台帳 (令和 3 年 1 月 1 日)

(3) 市有建築物の耐震化の現状

① 市有建築物（防災拠点等）の耐震化の現状

市有建築物の中には、先の特定建築物の規模に満たないものでも避難場所となるなどの重要な建築物がある。

そこで、市有建築物全体の耐震化の現状を整理すると下表の通りであり、市有建築物の耐震化率は88.7%と推計される。

表 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率		
			耐震性あり	耐震性なし				
防災関連施設	災害対策本部 (庁舎・消防署)	10	5	3	2	8	80.0%	
	医療施設(病院他)	4	3	1	0	4	100.0%	
	避難施設	学校(校舎)	32	3	29	0	32	100.0%
		学校(体育館)	13	5	8	0	13	100.0%
		その他 (市民体育館等)	5	2	3	0	5	100.0%
計	64	18	44	2	62	96.9%		
ライフライン関連施設 (水道施設等)	11	9	0	2	9	81.8%		
多数利用施設 (福祉施設)	22	13	2	7	15	68.2%		
合計	97	40	46	11	86	88.7%		
				57				

資料：市有財産（建物）一覧表（令和3年4月）

② 市営住宅等の耐震化の現状

表 市営住宅等の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
市営住宅等	88	49	1	38	50	56.8%
				39		

資料：市有財産（建物）一覧表（令和3年4月）

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅の目標

住宅の耐震化率（平成 25 年時点、全国平均）は約 82%と推計され、国の基本方針及び県促進計画においては、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。

本市においても、県促進計画等を踏まえ、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、住宅の耐震化の促進に取り組む。

(2) 特定既存耐震不適合建築物の目標

特定既存耐震不適合建築物については、これらの建築物の耐震化の促進に努める。

なお、緊急輸送道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適合建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要がある。

そこで、市は、県と連携して、当該建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性や不燃化促進について周知を図る。

(3) 市有建築物の目標

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たし、多くの市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要である。

市有建築物の耐震化については、引き続き積極的に取り組むこととし、防災関連施設や耐震性が不十分な建築物の耐震化に努める。

Ⅲ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

「枕崎市地域防災計画」にもとづき、建築物災害の防災対策を推進するものとし、民間建築物の耐震化の促進と防災拠点施設及び公共施設等の耐震改修の促進に努める。

- 1) 民間建築物の耐震化を促進するために、県や関係団体等との適切な役割分担により、建築物の所有者などが耐震診断^{※1}及び耐震改修^{※2}を行いやすい環境を整える。
- 2) 市の庁舎や消防、警察等の施設、学校、公民館及び医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。
このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努めるとともに、耐震化の状況について情報公開を行う。
また、乳幼児といった要援護者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要性があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。
- 3) 緊急輸送道路並びに避難路沿道に立地する建築物等は、地震発生時に緊急輸送道路を塞ぐことがないように、耐震化を重点的に促進する。
- 4) 公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

※1 耐震診断・・・地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。

※2 耐震改修・・・新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・はり・筋交いを補強したり、壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりして、不足している部分を改めること。

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 耐震診断にかかる費用の補助

市では木造住宅耐震診断補助事業を実施しており、その活用について、市民に普及・啓発を図る。

概要	枕崎市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の所有者が、地震により人的被害及び経済的被害を防止・軽減することを目的とし、また、今後も居住し続けるために行う耐震診断に対し補助金を交付する制度
条件	<p>【補助対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は、市内にある木造一戸建て住宅で、併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用途であること。 ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、現に居住の用に供していること。（賃貸住宅の場合は、所有者が同意していること。） ・ 建築基準法に適合して建築されたもの。 <p>【申し込み資格者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所があり、現に対象住宅に居住している人。 ・ 市税の滞納がない人。
補助金額	耐震診断に要する費用（税込）の3分の2で1棟につき6万円までを上限に補助

出典：枕崎市ホームページ

(2) 耐震改修にかかる費用の補助

市では木造住宅耐震改修補助事業を実施しており、その活用について、市民に普及・啓発を図る。

概要	枕崎市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の所有者が、地震により人的被害及び経済的被害を防止・軽減することを目的とし、また、今後も居住し続けるために行う耐震改修工事に対し補助金を交付する制度
条件	<p>【補助対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は、市内にある木造一戸建て住宅で、併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用途であること。 ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、現に居住の用に供していること。（賃貸住宅の場合は、所有者が同意していること。） ・ 建築基準法に適合して建築されたもの。 <p>【申し込み資格者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所があり、現に対象住宅に居住している人。 ・ 市税の滞納がない人。
補助金額	耐震改修工事に要する費用（税込）の100分の23で1棟につき30万円までを上限に補助

出典：枕崎市ホームページ

(3) 危険空家等の解体撤去事業補助制度

市では、危険空家等の解体撤去を推進し、市民の皆さんの安心安全を確保することを目的として、解体撤去費用の一部を、市が補助金として交付している。

概要	危険空家等の解体撤去を推進し、市民の皆さんの安心安全を確保することを目的として、解体撤去費用の一部を、市が補助金として交付する制度
条件	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に存する危険空家等の所有者または所有者から委任を受けた者。 ・市税に滞納がないこと。 ・解体撤去の補助金の交付を受けたことがないこと。 <p>【補助対象工事・対象経費】</p> <p>補助対象工事は、法に基づく「助言・指導等」を受けた、または条例に基づき「公表」された危険空家等で、解体撤去に要する経費が 30 万円以上のもの。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事による移転、建替え、その他の補償となっている建物の撤去費用。 ・危険空家等に附属する地下埋設物等の撤去費用。 ・家財道具、機械、車両および立木等の移転または処分費用。
補助金額	危険空家等の解体撤去にかかる経費の 100 分の 30 以内とし、30 万円までを上限に補助

出典：枕崎市ホームページ

(4) 税制優遇措置、その他融資制度の活用

旧耐震基準によって建築された住宅を耐震改修する場合、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者の負担軽減に向け、国による所得税や固定資産税の減額が受けられる。

また、住宅の耐震改修工事に対し、独立行政法人住宅金融支援機構等が行っている融資制度もあり、それらの活用促進を図るため、所有者への周知に努める。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険に加入していることで、地震により建築物が倒壊又は損壊した場合、再建に向けた迅速な対応を取ることが可能となる。したがって、今後は、市広報、ホームページ、パンフレットを活用し、地震保険の普及・啓発に努める。

(6) 相談対応の充実及び情報提供

市民に対し、耐震化の必要性を周知するとともに、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの課題として意識し、安心して耐震診断及び耐震改修に取り組むことができるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談に応じるほか、県、建築関係団体等とも連携した建築物防災週間や各種イベントの開催案内、改修工法、一般的な工事費用、専門家・事業者、助成制度等についての情報提供等を行い、知識の普及及び啓発を図る。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

過去の地震災害においては、天井・窓ガラス等の落下、ブロック塀の倒壊やエレベーター内の閉じ込めの被害が発生しているため、本市は県、建築関係団体等と連携し、これらの被害が発生するおそれのある建築物の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図る。

① エレベーター・エスカレーター地震防災対策の推進

本市は、地震発生に伴うエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまう、またエスカレーターの脱落などの被害を避けるため、安全対策について改善指導に努める。

② 天井・ガラス等落下物の落下防止対策

平成 28 年熊本地震においては、学校の体育館など避難所の天井等の非構造部材が多数被災し、使用不能となっている。本市は、この他既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、その補修指導に努める。

③ ブロック塀の安全対策

本市は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改善指導を実施する。特に通学路沿いにおいて重点的に対策を講じるなど、優先度、危険度に応じた改善を促進する。

④ 店舗商品棚の転倒防止対策

本市は、店舗の管理者に対し、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の実施について、その指導に努める。

⑤ 家具の転倒防止対策

本市は、一般家庭での家具、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下事故防止のための安全装置の取り付けや家具転倒に関する危険回避の知識普及・啓発に努める。

⑥ 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策

豪雨や地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第 3 条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認する。

(2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物による二次被害の発生を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要である。



本市は、大規模地震が発生した場合、市内の判定士に応急危険度判定の実施を要請する。また、市内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生防止に努める。

鹿児島県

枕崎市

MAKURAZAKI CITY

太陽とカツオのまち枕崎

IV 建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及及び啓発に関する事項

1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

本市は、市民の地震防災等に対する意識啓発と避難・防災対策情報の提供を目的に、鹿児島県が公表する鹿児島県地震等災害被害予測調査の結果等に基づき、地震による危険性の程度、避難場所や緊急輸送道路等を表示した地図（地震防災マップ）を作成し、公表する。

2 相談体制の整備

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供については、以下の窓口で対応している。また、市広報誌およびホームページ等を活用し、耐震診断・改修に関する普及・啓発を行う。

(1) 相談窓口

① 枕崎市

・枕崎市建設課

② 鹿児島県

・鹿児島県庁 土木部建築課
・南薩地域振興局 土木建築課

③ 建築関係団体

・（一社）鹿児島県建築士事務所協会
・（公社）鹿児島県建築士会
・（一社）鹿児島県建築協会
・（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター

(2) 相談内容

相談窓口では、建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震診断、耐震改修を行う技術的な相談・情報を提供する。

また、講演会の開催等、耐震診断・耐震改修等に関する普及・啓発活動に努める。

3 市民への啓発及び情報提供

(1) 建築物防災週間での取り組み

本市は、建築物防災週間における防災相談窓口の開設等により、耐震改修等に関する意識啓発を図るとともに、市民に対して情報提供を実施する。

(2) 市ホームページ・広報誌での広報活動

本市は、市ホームページや「広報まくらざき」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及及び啓発に努める。

(3) 回覧板による普及啓発

本市は、回覧板により、耐震診断・耐震改修及び地震時の対応などについての普及・啓発資料の配付を行うなど、地震に対する安全性の向上に関して市民の理解を深めるよう努める。

(4) 出前講座等の実施

本市は、市民や建築物所有者等に対して、地震時の対応について正しい知識を身につけて頂くために、出前講座を行うなど普及・啓発活動に努める。

(5) 防災訓練と連携した取り組み

本市は、「枕崎市地域防災計画」の定めに基づき行われる防災訓練等の機会を活用し、耐震化促進に関する各種対策をPRし、地震時の安全対策についての市民の理解を深めるよう努める。

4 自治会等との連携に関する事項

本市は、町内会や自主防災組織等と連携することで、「地域防災地図」の作成等を促進するとともに、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等、さまざまな地震防災対策の普及・啓発を図る。

5 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法や新たな工法等を広く情報提供するとともに、安心して実施できるよう鹿児島県及び建築関係団体と連携し、住宅の耐震改修の促進を図る。

6 建築関係団体等との連携

建築関係団体等が行う各種行事やイベントの機会等を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や各種支援制度等の紹介、普及・啓発に努める。



V その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 鹿児島県との連携

建築物の耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、本市内における指導等は鹿児島県が行うことになる。本市では、市内特定建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進する。

2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施する。

3 計画の検証

東日本大震災以降、地震への備えにあわせて、津波・高潮対策等も同時並行で実施する必要性が高まっているほか、地震などによる被害想定の見直しも図られている状況にある。それらの取り組み状況を考慮しながら、適切に計画・目標内容を見直していくものとする。

このため、本計画は、原則 5 年目に検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う方針とする。

鹿児島県

枕崎市

MAKURAZAKI CITY

太陽とカツオのまち枕崎

資料編

多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第14条第1号、附則第3条）

法	政令第6条第2項	用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（法附則第3条）
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ3,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
		事務所		
第4号	博物館、美術館、図書館	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

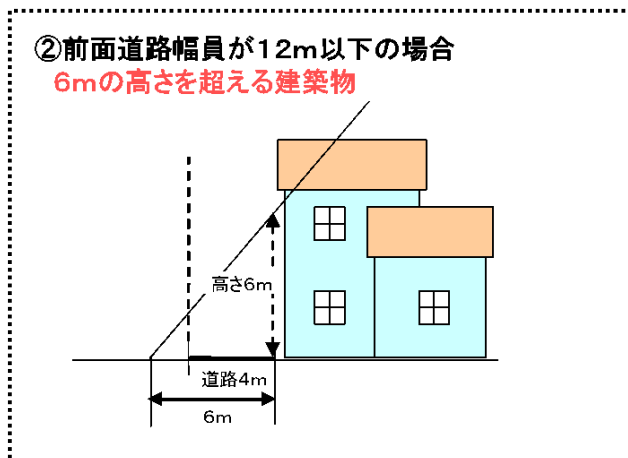
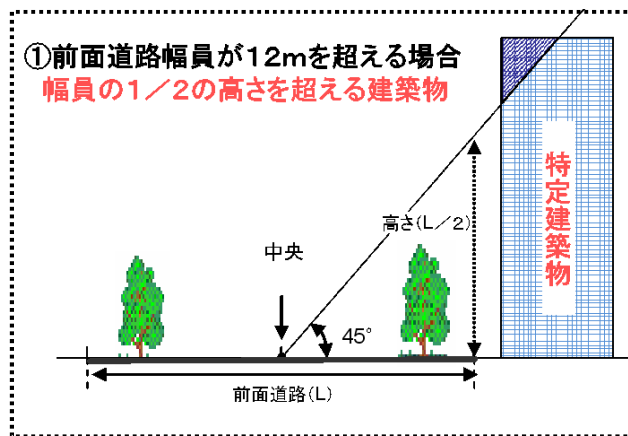
(法第 14 条第 2 号、附則第 3 条)

法	政令 第 7 条	危険物の種類		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第 14 条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第 3 条)
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火 薬 類	火薬、火薬を使用した火工品	10 トン	階数 1 以上かつ 5,000 m ³ 以上（敷 地境界線から一定 距離以内に存する 建築物に限る）
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5 トン	
			工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管	50 万個	
			銃用雷管	500 万個	
			実包若しくは空包、信管若し くは火管又は電気導火線	5 万個	
			導爆線又は導火線	500 キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭 又は煙火	2 トン	
			第 2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危 険物	
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体 類	30 トン		
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体 類	20 立方メートル		
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン※		
	第 6 号	可燃性のガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを 除く)	2 万立方メートル		
	第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル		
第 8 号	液化ガス	2,000 トン			
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項 に規定する毒物(液体又は気体のも のに限る)	20 トン			
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項 に規定する劇物(液体又は気体のも のに限る)	200 トン			

※ マッチトンはマッチの数量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200 個、約 120kg

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

＜地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模＞



(出典：国土交通省ホームページ)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法

第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物